

広情個審第34号
平成29年11月20日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年10月28日付け広市教総第79号及び広市教総第81号で諮問のあったことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第111、112号関係）

答申書

請問のあった事案について、次のとおり答申します。

【請問事案】

① 平成27年10月28日付け広市教総第79号の請問事案（請問第111号事案）

平成27年9月11日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月25日付け広市教総第61号で行った公文書部分開示決定に対する同月30日付け異議申立て

② 平成27年10月28日付け広市教総第81号の請問事案（請問第112号事案）

平成27年9月14日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同月28日付け広市教総第63号で行った公文書部分開示決定に対する同月30日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記2件の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った各部分開示決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、全てを開示するよう求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

- ・ 業務上の被処分者の個人情報の保護は不必要である。
- ・ また第三者の個人情報についてはその部分を非開示にすれば足りる。
- ・ すでに処分は確定しており、人事管理に影響を与えない。
- ・ 市職員の懲戒処分については公益性が高く、すべてを公開すべきである。

3 実施機関の主張要旨

本件各処分において、不開示とした情報は、以下に述べるとおり条例第7条第1号及び同条第3号に該当する。

(1) 条例第7条第1号の規定に該当することについて

条例第7条第1号本文の規定により、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は不開示情報とされている。

この規定の趣旨は、個人のプライバシーは、憲法の基本的理念である「人間の尊厳」を確保するため最大限に保障されなければならないものであることから、同号ただし書に該当する場合を除き、「個人に関する情報」は不開示とするというものである。

ここでいう「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等個人に関する全ての情報をいうものである。

ア 条例第7条第1号本文の規定に該当することについて

本件対象公文書に記載されている内容のうち、被処分者の所属、職、氏名、経歴等の情報が記載されている部分（以下「本件個人情報」という。）については、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの若しくは他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものであることから、条例第7条第1号本文に該当する。

イ 条例第7条第1号ただし書の規定に該当することについて

本件個人情報のうち、「懲戒処分の公表基準」に基づき既に公表している情報と同様の内容である部分は、従来から公表されており今後とも公にしないこととする理由のない情報として、条例第7条第1号ただし書イに規定する「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」に該当する。

なお、本件個人情報は、その内容及び性質からすれば、同号ただし書アに規定する「法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により、何人でも閲覧することができるとされている情報」及び同号ただし書ウに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しない。

また、本件個人情報は、公務員等に関する情報であっても、個人の資質、名誉にかかわる当該公務員固有の情報であるとともに、行政機関の一員たる公務員として、その担当する事務の遂行として行った具体的活動と直接の関係を有する情報ではないため、同号ただし書エに規定する「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当しない。

ウ　まとめ

したがって、本件対象公文書に記載されている本件個人情報のうち、上記イの条例第7条第1号ただし書イに該当する部分を除いた部分は、同号本文に該当する情報であるため、不開示とすることが適当であると判断したものである。

(2) 条例第7条第3号の規定に該当することについて

条例第7条第3号の規定により「市の機関又は国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、懲戒処分の内容等に関する情報等の「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」及び内部検討段階での試案・試算等の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は不開示情報とされている。

この規定の趣旨は、市の機関が保有している情報の中には、事務事業の性質上、開示することにより、事務事業の公正又は適正な遂行に支障が生じる情報があるため、そのような情報は不開示とするというものである。

本件対象公文書に記載されている内容のうち、懲戒処分の内容等に関する情報及び内部検討段階での試案・試算に係る情報が記載されている部分が公になるとすれば、外部の者から何らかの働きかけが行われる事態等を招きかねず、審議における自由かつ率直な意見交換が不当に損なわれ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。また、将来の同種の審議において適正な意思決定が妨げられるおそれがある。

したがって、懲戒処分の内容等に関する情報及び内部検討段階での試案・試算に係る情報が記載されている部分は、同号に該当する情報であるため、不開示とすることが適当であると判断したものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 審議の併合について

諮問第111号及び第112号については、申立人が同一であること及び異議申立ての趣旨が同様であることから、当審査会は、これらを併合して審議することとした。

(2) 不開示理由について

当審査会が見分したところ、本件対象公文書の不開示部分には、処分の対象となった教職員（以下「被処分者ら」という。）及びその他の関係者の個人に関する情報を含む事件の概要、処分の理由、広島市教育委員会議における出席委員による審議内容が記載されている。

ア 条例第7条第1号該当性について

被処分者ら及びその他の関係者の氏名、所属名、職名、府内歴等は、条例第7条第1号にいう「個人に関する情報（・・・）であって、・・・特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

次に、除外事項を規定した同号ただし書のアからエまでの該当性について検討すると、被処分者らに関する懲戒処分の情報及びその他の関係者のうち教職員についての個人に関する情報は、当該職員らの人事管理情報であり、職務を遂行する場合の当該活動と直接の関連を有しないから、被処分者ら及びその他の教職員の「職務の遂行に係る情報」とは言えず、同号ただし書きエには該当しない。また、その内容及び性質から同号ただし書きア、イ及びウのいずれにも該当しない。

したがって、被処分者ら及びその他の関係者の個人に関する情報は、条例第7条第1号に該当し、不開示とすべきである。

イ 条例第7条第3号該当性について

(ア) 事件の概要及び処分の理由は、懲戒処分に当たって担当者が収集し、検討した内容に関する情報であり、人事管理に係る事務に関するものであると言うことができる。人事管理においては非違行為の態様や被処分者の勤務態度につき適正な評価を下す必要があるが、このような情報が公にされれば、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、懲戒処分に当たって担当者が収集し、検討した情報は、条例第7条第3号エに該当し、不開示とすべきである。

(イ) 広島市教育委員会議における出席委員による審議内容は、内部検討段階における意見にすぎない。このような意見が公になることがあれば、率直な意見の表明が妨げられるおそれがあり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると言うことができる。

したがって、出席委員による審議内容に関する情報は、条例第7条第3号に該当し、不開示とすべきである。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 10. 28	広市教総第79号の諮問を受理（諮問第111号で受理）
	広市教総第81号の諮問を受理（諮問第112号で受理）
29. 8. 30 (第1回審査会)	第1部会で審議
29. 11. 2 (第2回審査会)	第1部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
大橋 弘美	弁護士
片木 晴彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授